

【資料3】

あきたデジタル・ゲートウェイ体験イベント企画運営業務 企画提案実施競技審査要領

1 目的

この要領は、あきたデジタル・ゲートウェイ体験イベント企画運営業務の委託候補者を選定するため、審査に関して必要な事項を定めるものです。

2 企画提案審査会

(1) 審査は、次の4名の審査員によって構成される審査会によって審査します。

- ・デジタル化統括監
- ・デジタル政策推進課長
- ・デジタル政策推進課 調整・DX推進チームリーダー
- ・商工業振興課 産業DX推進チームリーダー

※デジタル化統括監を審査委員長とします。また、審査委員長に事故がある場合は、審査委員長が指名する職員がその職務を代行します。

(2) 審査会の進行、意見の取りまとめ及び審査結果集計は、デジタル政策推進課調整・DX推進チームが行います。

3 審査方法

(1) 企画提案競技参加業者から提案された企画の内容について、Web会議システムを利用したプレゼンテーション審査と質疑応答により行います。なお、プレゼンテーション審査の発表者は、原則として受注した場合における管理責任者が行うこととします。

(2) 審査は4の「審査項目、審査の視点及び配点」により行います。

(3) 各審査員の評価点を集計し、合計点数により順位付けします。

(4) 合計点数の最も高い者を最優秀提案者とし、審査会で委託候補者として決定します。なお、合計点数を比較した結果、合計点数が同点となった場合は、審査員の合議により委託候補者を決定します。

(5) 委託候補者の合計点数が得点率6割に達しない場合は、審査員の合議により契約に当たっての条件等を付与する場合があります。

4 審査項目、審査の視点及び配点

(1) 事業目的の理解（10点）

本業務に対する考え方、重視すべきポイントなど

(2) 事業内容（55点）

イベント実施内容や集客力を高める企画、構成及び実施スケジュール等の詳細など

(3) 実施体制（10点）

実施体制の妥当性など

(4) 実施適正（10点）

同種及び類似業務の実績など

(5) 費用対効果（5点）

見積金額及び費用内訳の妥当性など

(6) 賃金水準の向上（5点）

賃金水準の向上に関する書類の提出

(7) 女性活躍の推進（5点）

女性の活躍推進に関する書類の提出

※詳細は、別紙評価表を参照してください。